

連絡先事務局：東京地評 豊島区南大塚 2-33-10 TEL03-5395-3171 FAX.03-5395-3240

編集・発行：東京憲法会議 千代田区神田三崎町 2-11-13 TEL 03-3261-5454

参院憲法審査会 憲法 54 条の「緊急集会」をテーマに討議

【東京憲法会議田中章史事務局長の傍聴記です】

4月5日、今国会初めての参院憲法審査会が、参院の緊急集会をテーマに開催されました。冒頭「さる」発言で野党筆頭幹事の小西洋之氏が辞任し、代わりに同党の杉尾秀哉氏が就任しました。



その後、参院法制局から報告を受け、意見交換を行いました。川崎政司参院法制局長は、明治憲法にあった緊急勅令や緊急財政処分の条項が現行憲法にないのは、「民主政治を徹底させ、国民の権利を十分擁護するために、政府の一存において行われる措置は極力防止しなければならない」との趣旨であり、その担保として参院の緊急集会が規定されたと述べました。

意見交換では、自民党の委員からは、南海トラフ地震や感染症等と共に、国会がミサイル攻撃を受けた場合等を考え、国会議事堂の地下に核攻撃に備えた施設を造れ等の話から、緊急事態条項や議員任期の延長の必要性が語られ、維新からも官邸が攻撃されたことを考え地下施設をと呼応する発言がありました。

安倍政権以来進められた国会無視の政治には反省もなく、民主主義とか立憲主義、国会の役割を主張しながら、改憲を主張すること強い怒りを感じました。

これに対して、立憲民主党の杉尾秀哉幹事は、憲法

制定議会での、金森発言を踏まえれば、維新や国民のすすめる「議員任期の延長には明確に反対する」とのべました。日本共産党の山添拓幹事は、そもそも憲法審査会は開くべきではないと述べ、参院の緊急集会についての議論の先には「緊急事態条項を創設する狙いがある」と指摘。明治憲法の下で、審議未了のため廃案となった治安維持法重罰化改正案を議会閉会後に緊急勅令で強行した、こうした乱用の危険があるから、戦後の憲法にあえて緊急事態条項は設けられていないと説明。「国会の機能」維持と言うなら、「専守防衛」を投げ捨てた「安保3文書」の閣議決定など「国会軽視の政治こそただすべきだ」と指摘しました。

公明党は緊急集会の重要性は増しているとし、多岐にわたる論点について「丁寧かつ慎重に議論することが必要」と述べ、議員任期延長にも慎重な姿勢を示しました。れいわの山本太郎委員は、「最近の憲法審査会では、国民の権利をさらに制限しようとする改憲提案ばかり議論し、回数を重ねたことを口実に、国民が望んでいない改憲案を発議しようとしている」と批判しました。

4月6日 衆議院憲法審査会

自民党は9条改憲案を提案

維新・国民などは議員任期延長概要示す

衆院憲法審査会は4月6日、自由討議を行いました。自民党の新藤義孝幹事は、「憲法9条についての考え方（メモ）」を出し、「(国防という)最重要任務の規定が全く存在しないことは独立主権国家の憲法として不自然だ」として、自衛隊を明記する9条改憲の議

論も進めたい意向を示しました。立憲民主党の中川正春幹事は、緊急集会のあり方に関し「参院憲法審の議論が先行されるべきだ」として、その内容を踏まえた上で、議員任期延長の是非を検討する必要があると強調。政府が敵基地攻撃能力（反撃能力）を保有することについて「憲法規範を超えるという疑念が持たれている。最優先で集中テーマとして取り上げるべきだ」と提案しました。日本維新の会、国民民主党、無所属議員でつくる会派「有志の会」は、「緊急事態条項（国会議員の任期延長）概要を示し規定の必要性を唱えました。共産党は「この地域で戦争をさせないために必要なのは危機をあおって軍拡を進めることではない」と、政府の安全保障政策を批判しました。

自民「必要最小限」を外したい？

【東京人権連梶山達史さんの傍聴記です】

4月6日の衆院憲法審査会では、各会派の発言で、自民の新藤義孝幹事が9条改憲についての「考え方」（メモ）を示した。内容そのものは、安倍首相（当時）が掲げた「自衛隊明記」案に変更はない。しかし、その概念図を見ると、2の「必要最小限度・専守防衛（行動的側面）」で、「必要な防衛のための措置をとりうる」という59年の砂川事件最高裁判決を引用し、その上で「無制限ではない」という72年の政府見解を示し、結果として「必要最小限度・専守防衛」を堅持するとしている。この組み立ては、機を見て「必要最小限度」を外そうという意図が感じられる。

立憲の中川正春幹事は、「論憲」の中身として、①情報化社会と人権保障②地方自治③国会④安全保障の4つのテーマを示した。これは改憲勢力から「案を示せ」と迫られていることを意識したもの。④については、「敵基地攻撃能力や日米安保協力の見直しなどについては、憲法規範を超えるものではないか」という疑念が持たれている」と指摘した。

日本維新の会の馬場伸幸幹事は、前回の立憲の枝野委員の発言が中山方式を理解していないとして、「最後は民主主義の原則に沿って、多数決によって結論を出すこと」が中山方式だと主張した。さらに、維新、国民、有志の3会派による「緊急事態条項」（国会議員の任期延長）概要を示し、立憲に対しても「条文をまとめてはいかが」と迫った。公明の北側一雄幹事は、議員任期延長について発言。与党として、「3会派案」はすんなり通すものでないと言いたいようだ。

国民の玉木雄一郎委員は、任期延長の3会派案を誇

ると同時に、憲法裁判所の必要性等については、今国会中に成案を得る。また、緊急政令および緊急財政処分については、引き続き検討するとした。

しかし、改憲派が緊急事態について細かく議論すればするほど、その自己否定の実態が明らかになる。緊急事態において、選挙なしに身分の延長（復活）を認め、バッジと歳費をもらう。しかし、仕事はせず、立法も予算も政府に丸投げする。大災害があれば、議員は平時以上に働かなければならないのに、「参集不能」になれば働かない。では、日本が敵基地攻撃をして、本土が攻撃されたときも働かないのか。

共産の赤嶺政賢委員は、ただひとり、安全保障問題でリアリティのある話をした。「岸田首相はアメリカの統合防空ミサイル防衛 IAMD に参加することはないと繰り返していますが、実態を見ればそんな詭弁が通用するはずがありません。政府はアメリカからトマホークを400発購入して、イージス艦に搭載する計画ですが、今でも日米のイージス艦はデータリンクを経由し、一体的に運用しています。トマホークも米軍と一体のものとして運用されるのは、誰が考えてもはっきりしています。そもそも、トマホークの運用に必要な地形情報も攻撃目標の位置情報も、米国から入手するほかはありません。さらに日米で攻撃目標の重複を避け、攻撃に最適なイージス艦を瞬時に選択するには、高度に自動化されたシステムと指揮統制の一元化が行われることとなります」と指摘した。

委員発言の中で、立憲の本庄知史委員は、国会議員の任期延長について、「仮定に仮定を重ねた議論や抽象論ではなく、立法事実の精査がまず必要」「どうすれば国政選挙を実施する機能を維持できるのか」を考えることが必要だと3党派案に釘を刺した。また、憲法の空文化について、①専守防衛の空文化について、（安保3文書に関する）一昨日の本会議でも、相変わらず議論はかみ合わず、深まらないまま。その最大の要因は、従来より国会で積み上げてきた憲法解釈が変容している可能性があるにもかかわらず、岸田総理始め政府が憲法論に正面から答えていないからだ」と指摘。②財政民主主義の空文化について、政府は3月28日、令和5年の予算が成立した同日に予備費から2・2兆円の使用を閣議決定した。巨額の予備費や基金は、税金の使い道は国会が決めるという財政民主主義の原則を有名無実化し、健全財政を阻害しかねない、憲法87条に反している。国会の存在意義の問題で、憲法課題だと批判した。